資料１-３

仕様書（老人福祉センター共通）別紙２

堺市立老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者による使用許可等の取扱いに関する基準

（趣旨）

第１条　堺市立堺老人福祉センター、堺市立中老人福祉センター、堺市立東老人福祉センター、堺市立西老人福祉センター、堺市立南老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター（以下併せて「老人福祉センター」という。）及び堺市立美原総合福祉会館（以下「福祉会館」という。）の指定管理者による使用許可等の取扱いについては、堺市立老人福祉センター条例（昭和４７年条例第１８号。以下「老人福祉センター条例」という。）、堺市立老人福祉センター条例施行規則（昭和４７年規則第３９号。以下「老人福祉センター規則」という。）、堺市立美原総合福祉会館条例（平成１６年条例第７６号。以下「福祉会館条例」という。）及び堺市立美原総合福祉会館条例施行規則（平成１７年規則第２１号。以下「福祉会館規則」という。）の規定によるほか、この基準によるものとする。

（老人福祉センターの使用許可等）

第２条　老人福祉センター規則第５条で定める使用許可にあたっては、次のいずれかの書類等の提示を求めて使用者の資格にかかる要件の確認を行うものとする。

(1)　運転免許証

(2)　健康保険証

(3)　堺市が発行する「おでかけ応援カード」

(4)　その他公的機関が発行した書類で、氏名、年齢及び住所が確認できるもの

２　前項に規定する要件の確認を行い、老人福祉センターの使用を許可する場合は、速やかに利用証を申請者に交付するものとする。

３　使用申請に係る事項に変更があった者については、堺市立老人福祉センター個人使用申請事項変更届出書（様式１）を提出させるものとする。

４　紛失等により利用証の再交付を受けようとする者については、堺市立老人福祉センター利用証再交付申請書（様式２）を提出させ、利用証を再交付するものとする。

５　堺市立老人福祉センター個人使用申請書を受理してから利用証を交付するまでの間において、老人福祉センターを使用しようとする者があった場合は、使用者の資格にかかる要件を満たさない等、使用させることが不適当であると認める場合を除き、使用を許可するものとする。

６　東日本大震災により被災し、本市に避難している６０歳以上の者においては、老人福祉センターの使用を許可するものとする。この場合における要件の確認は、本市が発行する「東日本大震災　被災者サポートカード」の提示を求めて行うものとする。

第３条　老人福祉センター規則第６条で定める使用許可については、本市の区域内に居住する６０歳以上の者で組織する団体等が、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを目的とした活動を行うために、別表１に掲げる団体利用に供する部屋等を使用しようとするときは、使用を許可するものとする。ただし、使用予定者が１０人以上であり、かつ個々に利用証の交付を受けている場合に限る。

２　前項の使用許可にあたっては、当該団体等における会員名簿・規約等の提出を求めて要件の確認を行うものとする。

３　第１項にかかる使用許可の申請は、老人福祉センター規則第６条第４項で定める期間、受付を行い、申請が重複するときは、申請者同士の協議又は抽選により使用許可を決定するものとする。

（福祉会館の使用許可等）

第４条　福祉会館規則第３条で定める使用許可については、社会福祉その他の公共的な活動を行う団体等が、その活動を行うために、別表２に掲げる部屋等を使用しようとするときは、使用を許可するものとする。

２　前項の使用許可にあたっては、当該団体が福祉の向上を目的として活動する団体であることを本市に届け出たうえで、本市において福祉会館の利用団体として登録されていることを確認することにより、要件の確認を行うものとする。

（疑義等の処理）

第５条　使用の許可について疑義のある場合若しくは使用の不許可、使用の許可の取消し、使用の制限又は入所等の制限に該当すると認められる場合は、速やかに本市所管課長に連絡し、その指示に従うものとする。

（様式）

第６条　老人福祉センターの使用許可等にかかる使用申請書、利用証、使用許可書等の様式は、規則で定める様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

附　則

この基準は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

（別表１）

施　設　名	団体利用に供する部屋等の一覧
堺老人福祉センター	大広間１・大広間２・カラオケ室・学習室・茶室
中老人福祉センター	大広間・洋室・カラオケルーム
東老人福祉センター	大広間・和室（さくら）・洋室（つつじ）・カラオケルーム
西老人福祉センター	大広間（はなしょうぶ）・和室（まつ）・会議室
南老人福祉センター	大広間（たけの間）・和室（うめ）・ 和室（ぼたん）・洋室（カラオケルーム）
北老人福祉センター	大広間（やなぎ）・和室（たけ）・和室（まつ）・和室（かえで）・ ゲートボールコート
美原老人福祉センター	大集会室・講座室・研修室・ゲートボールコート

（別表２）

施　設　名	部屋等の一覧
美原総合福祉会館	大会議室・講習室・会議室１・会議室２・会議室３・研修室・ 相談室１

資料１-３

仕様書（老人福祉センター共通）別紙２

様式１

堺市立老人福祉センター個人使用申請事項変更届出書

年　　月　　日

堺市長　　殿

住所
氏名
電話番号

堺市立老人福祉センターの使用申請に係る事項に変更があったため、堺市立老人福祉センター条例施行規則第５条第６項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更区分	住所　　電話番号　　緊急連絡先　　その他
変更後の内容	

資料１-３

仕様書（老人福祉センター共通）別紙２

様式２

堺市立老人福祉センター利用証再交付申請書

年　　月　　日

堺市長　　殿

住所
氏名
電話番号

堺市立老人福祉センター条例施行規則第５条第７項の規定により、堺市立老人福祉センター利用証の再交付を申請します。

旧利用証番号	
再交付の理由	